

精神障がい者の方の通院医療費を助成します！

「重度心身障害者医療給付事業」の給付対象者を拡大し、重度の精神障がい者の方についても同制度がご利用いただけるようになります。

- (1) 対象者
 - 『精神保健福祉手帳』1級をお持ちの方
- (2) 対象医療
 - 通院医療、訪問看護、柔道整復など
(※精神通院のみでなく、一般の通院医療も対象となります。)
- (3) 実施期日
 - 平成20年10月1日以降の診療分から助成を行います。

乳幼児医療の助成年齢が12歳まで拡大されます！

「乳幼児医療費給付事業」については、これまで小学校就学前までの乳幼児を対象としていましたが、小学校1年生から6年生（満6歳に達した最初の4月1日から満12歳に達した最初の3月31日）まで拡大されます。

- 助成の範囲について
入院、指定訪問看護が対象となります。
- 実施期日
平成20年10月1日以降の診療分から助成を行います。
- 申請方法
入院等される場合に、受給者証を交付いたしますので、印鑑及びお子さんの健康保険証をご持参の上、役場保健福祉課または役場各支所で申請をお願いします。

◎このページに関する問い合わせ先

役場保健福祉課福祉係 TEL 56-2111 (内線 287)